明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一一七二、一一七三）　一
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（北陸地方整備局九八）　二
○道路に関する件
（四国地方整備局一二二）
○浄化槽の型式を更新した件
（沖縄総合事務局四四）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五一
特殊法人等
独立行政法人農畜産業振興機構平成二十三事業年度決算、独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（空港周辺整備機構・国立環境研究所）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構関係　五四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　六〇

告示

○国土交通省告示第千百七十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
神戸市北区八多町中字ふけ八八八番二から同市北区有野町二郎字小屋ヶ谷五九七番二まで	最大	八〇	一、三九一
	最小	三〇	
	後 最大	一〇六	
	後 最小	四一	

○国土交通省告示第千百七十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国縦貫自動車道	神戸市北区八多町中字下ノウテ一五二番五から同市北区有野町二郎字小屋ヶ谷五九七番二まで	平成二十四年十月二十五日六時

○北陸地方整備局告示第九十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十四日

北陸地方整備局長　橋場　克司

認定更新番号表

製造業者名称	浄化槽の型式	更新前の認定番号	更新後の認定番号
アムズ㈱代表取締役社長　谷口　敏	アムズ　ＣＸＰ－５型	4－07K－1E－001	4－12K－1E－001
〃	〃　－７型	〃　－1	〃　－1
〃	〃　－10型	〃　－2	〃　－2
アムズ	ＣＸＡ－12型	4－07K－H－001	4－12K－H－001
〃	〃　－14型	〃　－1	〃　－1